令和７年度　健康診査実施要領

１．対象者および健診種目

35 歳未満の被保険者　…　若年者生活習慣病予防健康診査

35 歳以上の被保険者　…　生活習慣病予防健康診査

※年齢は、令和８年３月末日を基準とします。

２．実施方法

（１）一次検査

健診機関の健診車が各事業所へ巡回して実施いたします。（年間１回）

受診者数によっては、集合健診となります。

・日程については、健診機関よりご連絡いたします。

健診機関の都合により、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

・前年の判定結果で、胸部Ｘ線検査と胃部Ｘ線検査が「要観察」「要治療」「治療中」と判断された方は、間接撮影を省略し直接撮影となることがあります。健診機関の指示に従ってください。

（２）二次検査

全て保険診療となります。一次検査実施健診機関または、ご自宅や事業所等の最寄りの医療機関で受診してください。

３．受診者負担額（健診機関へお支払いください。）

若年者生活習慣病予防健康診査　　2,200 円（税込）

生活習慣病予防健康診査　　5,500 円（税込）

４．実施期間　　令和７年４月～令和８年３月末日

５．申込方法　　同封の「令和７年度 健康診査申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。

（送付先）　〒110－8646　東京都台東区東上野 1-7-2

全国印刷工業健康保険組合　保健推進課

（問合せ先）　電話 03－5834－3180　内線 411～415

６．申込締切日　　令和７年４月 18 日（金）必着

７．検査項目

若年者生活習慣病予防健診 （35 歳未満）	生活習慣病予防健診 （35 歳以上）
①医師による問診	①医師による問診
②身体計測 （身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力）	②身体計測 （身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力、■眼底）
③血圧測定	③血圧測定
④尿検査（糖、蛋白）	④尿検査（糖、蛋白）
⑤胸部Ｘ線検査	⑤胸部Ｘ線検査
⑥血液検査 （貧血、肝機能、脂質、糖代謝、腎機能）	⑥血液検査（より精密な検査内容）
⑦心電図	⑦心電図
	⑧胃がん検診（胃部Ｘ線）
	⑨大腸がん検診（便潜血検査２日法）

※■は 40 歳以上の方について、医師の判断で実施する項目

８．その他

（１）重複受診等についての注意

・**同一年度内において、若年者生活習慣病予防健診、生活習慣病予防健診、女性生活習慣病予防健診、人間ドックへの重複した組合補助はできません。先に受診した健診への補助を優先し、後で受診したものについては、全額返還請求いたします。**また、被保険者でない方（パート等）の受診についても、全額事業主負担となります。

・35 歳未満の被保険者が生活習慣病予防健診を受診した場合、若年者生活習慣病予防健診との差額分が事業主負担となります。その費用は、健診機関から事業所へご請求いたします。

（２）特殊業務従事者の検査について

労働安全衛生規則に定められた検査（業務上で有機溶剤業務従事者、鉛業務従事者に対して行う代謝物等の検査、交代勤務者等検査）や一次検査項目以外の検査は、各事業所で独自に健診機関に依頼してください。費用は全額事業主負担となります。

（３）各種感染症の感染予防について

巡回健診の実施にあたっては、密集を避け、会場の換気、手洗い・消毒の実施など、流行状況を踏まえて、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。